

2012年6月20日

## 《 医療ミス裁判を弁護士なしで、5年間闘い抜いて 》

山 岸 勝 也

### 【 A：序章一なぜ、5年間も裁判したのか 】

京都『五山火焼き』の8月16日、私（KY）と弟は一緒に、東山麓の法然院にある父母の靈へ墓参した。二人は文豪谷崎潤一郎夫妻の墓前でも雑談。銀閣寺へ向かう清い疎水のせせらぎに耳を澄まし、人生を語った元気な弟が、9日後に病院で、突然63歳で死んだ。弟が亡き父母の墓前で手を合わせ、

「63歳で死んだお母さんよりは、絶対に長生きするよ！」と  
まじめ顔で、長寿を祈願した言葉が、墓前の最後の肉声となつた。

『母親の寿命を越えて生きるぞ！』と発した弟の言葉が、私に医療ミス裁判を決意させ、5年の長い法廷闘争を支え続けた、率直で深い動機にほかならない。

人間の死は、病死・事故死・自殺・他殺のいずれか。『弟の死は、病死と事故死の双方に関連する異変死であった。』弟は、居住した岸和田市内の総合病院へ入院あと、6日間の治療を受け急死。私は、臨終に立ち会えなかつた。主治医の「死亡診断書」は、死因欄に「肺炎」とだけ記載し因果順番が皆無。

私は主治医に治療の経過説明を求め、病院に『カルテ』コピー提示を要求したが、双方から強固に拒絶された。入院患者が死亡時には、3等親内の家族は、『カルテ』を閲覧する権利があるのに、病院長は提示を頑固に拒否した。

私は、個人で司法裁判を手がけた経験がなかつた。しかし、病院の不条理な対応が、私を民事裁判と刑事裁判へドップリと嵌め込んでいく。

#### 裁判の主な経緯：

- (1) 東京地方裁判所へ民事提訴：判決は、原告の主張を棄却し、原告敗訴。
- (2) 東京高等裁判所へ控訴：判決は、地裁原判決を取消し、地裁へ差戻し。
- (3) 東京地方裁判所の差戻審：判決は、原告が一部勝訴、一部棄却の敗訴。
- (4) 東京高等裁判所の控訴審：裁判所から、控訴人・被控訴人に和解勧告。
- (5) 大阪府警本部長へ刑事告訴：岸和田警察署で、事情聴取後、検察庁へ。
- (6) 大阪地方検察庁の検察官処分：検事が告訴人と面談後、不起訴処分。
- (7) 大阪検察審査会へ審査申立：二度の審査結果、不起訴相当。 - 1 -

## 【 B : 総合病院の医療過誤 】

総合病院の医療過誤は、大きな社会問題。家族は、親子兄弟の死亡が異常に理不尽な死因であっても、どうしたら良いか戸惑い、泣き寝入りする。裁判で訴訟しても、精神的苦痛が増大し弁護士費用もかかるので、“死者の遺恨”を晴らす選択をとらない。しかし、海外生活を25年間・70カ国余で仕事を経験したKYは、弟の異変死および総合病院の悪質な隠蔽を見逃せなかつた。

『 事実は小説より奇なりだが、事実を追求し真実に到達する。』ことこそが、弟への供養と結論。だが、医療過誤は、KYの能力を超えていた。

司法裁判は、誰も当然に弁護士と相談する。しかし、医療過誤裁判は、弁護士でも医学の専門知識がなければ、訴訟内容を駆使できず勝訴が困難。法律と医学の両方が得意で特殊な弁護士は、なかなか見つけにくい。そこで、KYは、家族が反対し、一般の人びとが回避する道程を、無謀にも独歩していく。法律は六法全書と判例により取り組めるが、医学は医師の見識が不可欠である。

北野高校の誇り高い伝統は、素晴らしい！同期・後輩の能力を挙げ。東大・京大・阪大の医学部出身の人達に、医師護衛団の支援を懇願し、7名の各専門分野の知識と経験を割愛。呼吸器科・循環器科・消化器科・脳神経内科・糖尿病科の相談医らより見識の恩恵を受けながら、法廷で病院の医師らに対し抗弁できた。医療ミスによる『業務上過失致死の不法行為』が、主張の趣旨。

病院は「カルテ：診療録」の紛失を主張。主治医（呼吸器科専門）と病院を民事提訴した時点で、入院直後の3日間の看護記録だけをやっと入手。しかし病院は、死亡直前3日間の重要な看護記録を、隠蔽を貫き徹した。

医療過誤の主な争点：

- (1) 検査過誤：「肺炎の起炎菌」を同定せず、喀痰も執らない医療ミス。
- (2) 主治医の能力不足：「肺炎以外の病症」を上級医師と相談せず誤認。
- (3) CRP（全身部位の炎症数値）：正常0.5が28へ異常に急上昇。
- (4) 多臓器不全の症状：「肺炎」以外の脳・内臓など極度に炎症悪化。
- (5) 貧血：鉄欠乏性貧血に固執。「播種性血管内凝固」の『溶解性貧血』。
- (6) 低酸素脳症や敗血症への未治療：肺炎だけ治療し、他症状を放置。
- (7) 心臓疾患の誤診：心電図上は、“連発性心室性期外収縮”を摘示。
- (8) 心筋トロポニンT定性の結果隠蔽：レセプト（報酬明細）上は請求。
- (9) 原告・控訴人の相談医の見解に、病院は的確に反論できず。 — 2 —

## 【 C：民事裁判における進展経過 】

東京裁判所での民事裁判は、地裁（事実審）～高裁（控訴審）～地裁（差戻審）～控訴審へと、5年間の歳月が流れた。KYは、時の流れに身をまかせ、裁判の色に染まっていく。男女の恋愛であったなら、素敵で楽しかったのに！？……。

### 【一】 東京地方裁判所——判決：『原告の請求を棄却』

- イ、 医療法人に対しては、不法行為（使用者責任）あるいは医療契約（準委任契約）の債務不履行（善管注意義務違反）に基づく損害賠償請求。
- ロ、 主治医・看護師長に対し、不法行為（業務上過失致死）の請求。  
主治医は、弟の喀痰を採取せず起炎菌を同定する措置を執らなかつた。  
看護師らは、死亡直前の3日間、適切な看護措置を執らず弟を致死。

### 【二】 東京高等裁判所——判決：『地裁原判決を取り消し、地裁に差し戻す。』

- イ、 控訴人（原告）は、被控訴人らが診療記録を紛失したと称する証拠隠蔽に因り、医療過誤の立証に用いる法的利益を侵害されたと主張。
- ロ、 高裁の判決は、『カルテなど証書の提出拒絶を“特異な事案”』とし、裁判所の判断が、健全で常識に反しないよう、特質の解明を指摘した。
- ハ、 控訴審の裁判長は、原判決には『釈明権不行使』があり、また原審には『審理不尽の違法』があったから、更に弁論の必要があると結論。

### 【三】 東京地方裁判所——判決：『原告は仮執行付き一部勝訴、他部を棄却』

- イ、 原告は、地裁（差戻審）で、『文書提出命令申立事件』を別途申立。  
決定は、『相手方は、文書を本決定確定後、7日以内に裁判所へ提出せよ。』
- ロ、 “相手方医療法人は裁判所決定に反して、カルテ等が所在不明であることを理由に提出しなかつた。” 差戻審は、『原告が故意又は過失により、診療記録の開示を受ける法的利益を不法行為上で侵害されたと判断。』
- ハ、 差戻審の判決は、『被告医療法人及び被告個人2名は、原告に対し、損害を賠償する責任があるから、連帶して損害賠償金を支払え。』の判断。

### 【四】 東京高等裁判所——裁判所による『和解勧告』

- イ、 被告らは、『強制執行停止決定』を取得の上、原告に対し控訴した。
- ロ、 この時点で、原告は被控訴人となり、医療法人の訴訟代理人（9名）控訴人（被告）2名の別訴訟代理人（5名と3名）との訴訟合戦に突入。
- ハ、 高裁（再控訴審）裁判官3名が合議され、地裁（原審2年）～高裁（控訴審半年）～地裁（差戻審2年）～再控訴審にて『和解勧告』。 — 3 —

## 【 D : 刑事裁判における推移状況 】

民事裁判の提訴あと、KYは“ムンクの叫び”の原画を森美術館で見た。弟が、

「 兄貴、なんでもっと頑張って呉れへんのや！」

と夢で叫ぶ声にうなされ、ハッ！と飛び起きた。そこで、KYは兄弟愛に燃え？民事裁判における『文書提出命令申立事件』の“文書提出決定”が出た時点で、刑事裁判を開始することに踏み切った。

### [一] 大阪府岸和田警察署——『刑事告訴』

- イ、 総合病院が所在する大阪府岸和田警察署へ告訴。告訴状の趣旨は、医療過誤に起因する『業務上過失致死罪』への違法性と有責性がある。
- ロ、 告訴の被疑者らは、病院長・事務長および主治医の3名とした。  
告訴人として岸和田警察署へ幾度も訪問したが、事態は動かなかった。

### [二] 大阪府警察本部長——『書留内容証明郵便物として書簡送付』

- イ、 KY(告訴人)は、当該事件に関する事実経過を記載のうえ再告訴し、所轄・岸和田警察署での捜査の迅速化を要請した。
- ロ、 翌後、大阪府岸和田警察署長より、刑事課・司法警察員を指名の上、当方が告訴権を有する者か？など告訴事実を確認するため、来署を要求。
- ハ、 司法警察員と2日間面談し、補完証拠書類を再提出。告訴の理由は、刑法・刑事訴訟法・犯罪捜査規範・医師法・医療法の法令違反。
- 二、 告訴人は岸和田警察署にて、弟の診療録につき、総合病院へ確認照会することの同意書を提出し、且つ、陳述調書に署名押印した。

### [三] 大阪地方検察庁——『処分通知書』を受理

- イ、 大阪地方検察庁より告訴人に、検察庁への出頭の要請があった。  
告訴人は、検察庁・検事の告訴内容の調査後、検事調書に署名押印。
- ロ、 大阪地方検察庁の検察官・検事から、告訴した被疑事件に関して、被疑者3名の『不起訴の処分通知書』を受理。
- ハ、 大阪地方検察庁・検事正に対し、『証拠隠滅罪』にて別の告訴。

### [四] 大阪検察審査会——『処分通知書の不起訴処分に対する審査申立』

- イ、 被疑事実の経緯を記載し、「不起訴処分は不当」として「起訴議決」を求め、審査申立書を大阪へ持参した。
- ロ、 大阪検査審査会より、『証拠隠滅罪』の審査申立に対し、『不起訴処分は相当』との議決要旨を受理。

## 【 E：終章——真夏の火祭りで、Good—Bye 】

季節は夏、8月16日午後8時。京都では、死者の靈魂を送迎する。京都『五山火の祭典』が、法然院上の東山麓に点火される“大文字の火焼き”からスタート。現世とあの世が結ばれ、現世の人々は送り火を燃やし此処だよ！と靈を招き、盆の夜に靈魂を癒す。生人は死者に心を馳せ鎮魂し、降りる死者の魂と語りあう。この慰靈する習慣が、400年ほど前から古都で始まった。

### < 東山 >—— “青龍” { 今年は、十二支・辰 [龍] }

- \* 東山『大文字』の送り火は、浄土宗(法然)と浄土真宗(親鸞)の信徒が、点火。『大』は人間像を示し、『火』へ変化。“南無阿身陀仏、～～～。”
- \* 十二支は兄(エ)と弟(ト)が語源。月火水木金の五を掛算し60。

### < 北山 >—— “玄武” { 古墳の壁画・亀 }

- \* 日蓮宗(日蓮)の宗徒は、不公平だと主張し、その後『妙』と『法』を北山に刻んだ。“南無妙法蓮華経、～～～。”
- \* 浄土宗・浄土真宗・日蓮宗と無関係な一般大衆は、精靈が浮世から冥土へ往き、あの世から現世に来る乗物が必要だと、北山を現世と冥途の境界に擬え、宇宙船(そらふね)の『帆船』を北山に造形。
- \* 『船』は一般大衆の手で点火。点火歴10年越す経験者が、マストの先端から指揮を執り、合図で一斉に同時点火する。

### < 西山 >—— “白虎” { 白虎の親子・寅 }

- \* 心收まらないのが、神社の信徒。遂に、『鳥居』の火形を西山に造る。佛教宗派の抵抗を回避すべく、『鳥居』を構成する焚き火台は、除夜の鐘音108回(四苦+八苦)同様に、108個の薪火台数で構成。
- \* ところが、嵯峨野辺りの住民らは、東山の大文字は遠方で見えないと主張し、『左大文字』を追火するに至る。誰であれ何であれ、現世の主張は、この世で生息する間に済ませておくことが肝要だと痛感。

### < 南山 >—— “朱雀” { 平安神社の鳥居は、色は朱、鳥は孔雀 }

- \* 祇園の舞妓は、大盃の酒に「大文字の火」を映し、恋の秘願を祈る。
- \* 今の子供たちは、コップ水面に“火”を浮かべ、健康と合格を祈願。
- \* 元来、京都夏盆の「五山送り火」は、鴨川沿いの御所を中心に配置され、御所から見える東山・北山に造形された。朝廷と貴族らは、一般大衆と共に、極暑の季節に現世の風流を楽しんだ。

・・・そもそもKYは、『宇宙創造神』だけを是認するから、どの神社仏閣にも属さない。京都『五山送り火』を心から“樂張る”だけ。死後どこへ行くのか、今だに解からない未熟者である。東西南北と天地との六方に纏わる話は、裁判の六法全書と共に閉じて、このあたりで終結としたい。 < 完 > - 5 -